

## 技術報告③

### ポンプ部門

#### 令和4年度農林水産省との意見交換会について

ポンプ部門では、円滑かつ品質の高い工事实施の観点から、会員企業に対するアンケート調査をもとに提案要望事項をとりまとめ、このほど、農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室との意見交換会を開催した。

本稿は、令和5年2月7日(火)に開催した意見交換会の状況について報告するものである。

日時：令和5年2月7日(火)

15時30分～17時

場所：機械振興会館 地下3階研修室2

出席者

(農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室)

菊池 隆之	技術情報管理官
上條 剛	課長補佐(積算基準班)
西島 太志	積算企画係長
丹野 和弥	機械積算係長

馬場 真司	(株)石垣
坂口 禎一	(株)石垣
少前 英樹	(株)石垣
小暮 真純	荏原実業(株)
小川 泰彰	荏原実業(株)
植田 康裕	(株)荏原製作所
中川 明彦	(株)荏原製作所
西澤 良之	(株)荏原製作所
武田 浩志	(株)クボタ
鳥丸 隆保	(株)鶴見製作所
横田 通孝	(株)鶴見製作所
石田 晴久	(株)電業社機械製作所
萱場 治郎	(株)西島製作所
朝比奈 尚	(株)西島製作所
有野 芳弘	(株)日立インダストリアル プロダクツ
平出 裕	(株)日立インダストリアル プロダクツ

(農業土木事業協会 ポンプ部会)

島田 真司 部会長 (株)西島製作所

(農業土木事業協会事務局)

山田耕士, 野村栄作, 箕輪 均



## 【議事】

## 1 挨拶

## (1) ポンプ部会 島田部会長

部会長となって5年になるが、農林水産本省とは、これまで異業種JVについて2回、また去年は本省からの求めでCM方式アットリスク型の導入について1回、計3回の意見交換を行っている。



島田部会長

一方、各地方事業協会と各農政局とはこれまで毎年意見交換を行ってきたが、本省との調整が必要な課題については回答が得られない状況が続いている。このため、各農政局との間で積み残しとなっている課題について一挙に解決したいと考え、今年はいこれらの課題について意見交換をお願いしたところである。

なお、ご回答に当たり、制度的に対応が難しい課題があると思われるが、そのような課題については、難しい旨ハッキリ言っていただくことも一つの解決策になると考えている。この点もお含みいただき、本日の意見交換会を有意義なものにしたい。

## (2) 農林水産省 菊池技術情報管理官

工事を執行していく上において、建設業における時間外労働の上限規制猶予の撤廃にいかに対応するかが、喫緊の課題と考えている。このためには、早期発注及び余裕ある工期設定が重要であると理解している。



菊池管理官

また、資材価格の高騰への対応も喫緊の課題である。このような中でも、令和5年度の公共工事設計労務単価の引き上げが行われる見通しであり、大幅な引き上げとなれば朗報となる。

令和5年度予算政府案においては、十分な予算確保に努めたところであり、今後はこの予算

をいかに活用していくかが大切となる。施工業者の皆様のご協力なくしては予算を形にできないと考えており、引き続きご理解とご協力をお願いする。

## 2 提案要望事項に関する回答及び質疑

## (1) 新たな発注方式の導入について

## (要望)

新たな発注方式（CM方式等）の導入は、ポンプメーカーの将来の経営や業態にも大きな影響を及ぼすものと想定される。このため、導入検討に当たっては、十分な時間的余裕を持ってロードマップを示すとともに、検討の過程でポンプメーカーの現状や意見が理解・反映されるよう十分な意見交換の場の設営を要望。

## (回答)

## 【農林水産省】

今年度、関東農政局の土木工事（3ヵ年工事）で1件CM方式（アットリスク型）の考え方を取り入れた監理業務付工事を試行で発注し、最近契約した。現場技術業務（事業促進型）も取り入れており、これらの試行を通して知見を蓄え課題を検証する。

令和5年度は、CM方式（アットリスク型）の発注は予定していないが、現場技術業務（事業促進型）の発注は予定している。協会とも意見交換をしながら進めていきたい。

## (質疑)

## ア CMアットリスク方式による工事発注

## 【荏原製作所】

試行中は他のCMアットリスク方式による工事発注は行わないのか。



## 【農林水産省】

令和5年度は行わない。

荏原製作所 中川氏

## 【西島製作所】

土木工事で試行するにあたり、協会等を通じ

て内容確認等を事前に確認  
できるような意見交換の場  
はあったのか。



【農林水産省】

土地改良建設協会にて意  
見交換を実施した。ポンプ 西島製作所 萱場氏  
設備工事において試行となった場合には協会等  
を通じ意見交換を行う。

(2) ポンプ設備工事の単独発注について

(要望)

ポンプ設備は土地改良区に移管された後も、施設  
の存続期間中、受注者によるアフタケアが必要な  
施設である。ポンプメーカーが建設工事とメンテ  
ナンスの双方を担う業態を維持できるよう、ポン  
プ設備工事を土木工事に含めて土木事業者や異  
業種JVに一括発注することなく、単独発注する  
よう要望。なお、ポンプ設備については過去に一  
括発注された事例はないが、一度一括発注されれ  
ば下記の問題が生じる。

- ①ポンプ設備工事業者および技術者の施工実績と  
ならない。
- ②土木事業者との対等な立場での工程調整、設  
計内容の協議等が困難である。
- ③土木事業者がポンプ設備工事全般に主体的  
役割を果たすことが可能（建設業法の一括下請負  
禁止に抵触しない。）との解釈となる。

(回答)

【農林水産省】

ポンプ設備工事は、原則として異工種工事と  
分離発注としている。

事業の円滑な推進のため、ポンプ設備工事に  
基礎コンクリート工事、配管のための土工等の  
異工種工事を含めるケースがあり得ることを理  
解してほしい。

(質疑)

【部会長】

異業種JVについてはどのような考えか。

【農林水産省】

まずは土木工事で監理業務付工事を3年間か  
けて試行する。いきなり異業種JVとすることは  
考えていない。

(3) 適正な工期について

(要望)

ポンプ設備工事は、非出水期施工、年度内完工等  
の一般的な工期制約要因に加え、関連工事との工  
程調整、不測の事態も踏まえた十分な試運転調整  
期間の確保等の工期の長期化要因を抱えている。  
さらに、働き方改革や新型コロナによる社会経済  
体制の変化に伴い、機器製作、現地施工ともに工  
期の長期化が想定される。このため、下記を要望。

- ①設計段階における複数のポンプメーカーへの工  
期聴取調査の確実な実施
- ②ポンプメーカーからの聴取工期に対し、週休2  
日制工事、働き方改革、新型コロナ対策等を勘  
案し、さらに余裕を持たせた工期の設定
- ③余裕ある工期設定のための工期末を年度末に拘  
らない弾力的な予算運用(国債工事の活用や当初  
予算発注による柔軟な翌年度への工期延伸等)

(回答)

【農林水産省】

設計段階での工期聴取調査については重要で  
あると認識している。調査を踏まえ余裕を持っ  
た工期設定を行っていく。

(質疑)

【部会長】

工期聴取に当たっては、複数の業者から徴取  
するよう、コンサルを指導してほしい。

【荏原実業】

現状では、製作納期の依  
頼はあるが、据付工事期間  
の依頼はない。適正な工期  
設定には据付工事期間を加  
味することも必要である。



近年のコロナウィルスに  
関連した勤務形態の変化、

荏原実業 小川氏

半導体不足, 原材料の高騰等で設計時より価格, 工期が変動するケースが増えていることを踏まえ, 発注直前データを確認の上で発注して欲しい。

#### 【農林水産省】

国債活用については一つの解決策ではあるが, 規模等の条件を鑑みると対応が難しいことがあることを理解願いたい。

#### (4) 適正な工期 (関連工事との工程調整が必要な場合の工期確保)

##### (要望)

据付工事の着手可能日を設定するとともに, 関連工事に対しても工程制限を設ける, 施設機械工事と工期末を同じにしないなど, 据付工事の確実な工期確保のための措置を要望。

(回答)

#### 【農林水産省】

着手可能日や関連工事に対しての工程制限等を設計図書に明記する。また, 工事円滑化会議にて工事工程の調整を行うよう指導する。

#### (5) 適正な工期 (工期末の分散) について

##### (要望)

工期末を年度末に集中させるのではなく, 5月末や10月末など年度内で分散させることを要望。

(回答)

#### 【農林水産省】

工事の工期末は3月中旬までに設定するよう指導している。予算執行の特性上, 分散化は難しいが, 工期末を3月に集中しないように対応していきたい。

#### (6) 入札・契約 (工場製作期間中の非専任配置技術者の取扱い) について

##### (要望)

工場製作期間中の非専任配置技術者は, 入札参加時点において事前申請不要 (評価対象から除外)

とするよう要望。(国交省では導入済み)

(補足説明)

#### 【電業社機械製作所】

国交省では入札公告時に明示している。



電業社機械製作所

石田氏

(回答)

#### 【農林水産省】

国交省にも確認しながら前向きに検討する。

#### (7) 入札・契約 (技術者の常駐条件の緩和) について

##### (要望)

据付工事に係る主任・監理技術者の兼任制の導入を含め, 常駐条件の緩和を要望。

(回答)

#### 【農林水産省】

隣接する現場での運用等の実態を調べて検討する。また現場常駐による負荷を軽減することを目的として, 遠隔監視による管理等の新しい試みも導入していきたい。

#### (8) 入札・契約 (据付工事における先行, 本体工事間での配置技術者交代ルールの制度化) について

##### (要望)

ポンプ設備の据付工事において, 先行工事 (吐出水槽部の配管据付等) と本体工事 (ポンプ本体据付工事) との間で長期間の間隔が生じる場合がある。入札契約時点で据付工事の配置技術者を複数名登録した場合においては, 先行工事と本体工事とで事情を問わず交代を可能とするよう要望。

(回答)

#### 【農林水産省】

複数登録技術者だけでなく未登録でも同等の技術者であれば交代は可能と考えられる。工事工程上から合理的な場合は交代が可能と考えられることから, 受発注者間で合意形成をお願い

したい。また、このことについて、事務連絡等の文書で周知を図っていく。

(質疑)

#### 【日立インダストリアルプロダクツ】

公告時に質問書で確認することにより可否を確認できるか。



日立インダストリアルプロダクツ  
有野氏

#### 【農林水産省】

公告時の質問回答では、受発注者双方の負担となることも考えられるため、通知等により周知、徹底し、確認できるようにする。

#### (9) 総合評価（事後公表時における評価基準・理由の公表）について

(要望)

より良い社会インフラの提供に資するため、総合評価の事後公表時において、点数だけでなく、評価基準・理由についても希望者に対して事後ヒアリングで説明することを要望。

(回答)

#### 【農林水産省】

入札説明書に記載の公表内容については、総合評価における事後面談で、説明していく。ただし、相対評価としているため、他社と比較したコメントは公平性の観点から困難である。

#### (10) 積算・施工・契約（土木工事の分離発注の徹底）について

(要望)

物価本や積算基準の土木工事単価や歩掛は土木工事の専門業者が実施することを前提としており、ポンプメーカーでは当該単価や歩掛での施工は実施不可能である。実際の調達価格の実例では物価本等の2～8倍となっている。このため、土木工事はポンプ設備工事に含めるこ

とのないよう要望。また、やむを得ず、ポンプ設備工事に含めて発注する場合は、物価本等に基づく積算ではなく、ポンプメーカーへの見積を採用するよう要望。

(回答)

#### 【農林水産省】

まずは原則として、分離発注している点を理解頂いたうえで、次の対応も実施している。

- ① 予定価格の設定にあたっては、基本的な考え方は受注者の利益を確保するように最新の単価を採用。
- ② 設計単価と実際の価格が乖離することが明確な場合には、見積を採用することが可能。現場を見ながら、見積による積算を採用。

(質疑)

#### 【部会長】

ゼネコンとポンプメーカーとの調達能力の差を考慮した見積聴取をお願いしたい。

#### 【農林水産省】

考慮する。

#### (11) 積算・施工・契約（承諾図書の提出期限の改善）について

(要望)

承諾図書の提出期限については、仕様書で30日以内とされているが、原動機、操作盤等の外注製作品を含む場合など、これ以上必要な場合もあることから、30日以内の提出を基本としつつも、「これによりがたい場合には、監督職員と協議して提出期限を定める。」旨の規定を追加するよう要望。

(回答)

#### 【農林水産省】

承諾図書の提出期限については、一律の定めがない。工事内容によって決定している。柔軟に対応するよう周知する。

## (12) 積算・施工・契約（自社工場等での機器保管費用の積算への反映）について

### （要望）

受注者の責によらない工期の大幅な延長等に伴い発生する機器保管費用について、自社工場に保管した場合においても倉庫の減価償却費や防錆・防湿対策費等が発生する。また、外注品は各納入メーカーに機器保管費用が発生し、ポンプメーカーが保管料として請求されることになる。また、発注者の予算執行上の都合（国債工事の出来高調整）により製作した機器の保管費用も受注者の責によらないものと考えられる。

このため、ポンプメーカーへの見積依頼による適切な積算への反映を要望。これが難しい場合は、発注者の側で品質管理・防犯の両面で安全な保管場所を確保、あるいは、出来高予定額から機器保管期間を見込んで保管料込みの資機材価格調査を行うなどの配慮を要望。

### （回答）

#### 【農林水産省】

受注者の責によらない工期延長による必要経費の支払いについては、通知内容を周知徹底する。また、積算方法についても、通知内容を周知徹底する。

自社工場の保管費用が支払われていないとのことだが、現状を確認し必要な費用は支払うよう指導する。

## (13) 積算・施工・契約（現場実態に見合った工事積算と積算方法の明確化）について

### （要望）

工事積算について、出来形管理、品質確保、採算性、安全確保などの観点から、現場実態に見合った積算を要望。

また、共通仮設費（率）及び現場管理費（率）の補正について、地域補正、震災復興係数、週休2日補正など複数の補正が必要な場合の計算方法の明示を要望。

### （回答）

#### 【農林水産省】

工事積算については積算基準に基づくとともに、

毎年施工実態調査を行い適宜反映させている。標準積算基準に合わない場合は、見積採用とするよう通知している。

間接工事費の各費目の補正については、積算基準に明記しているので確認されたい。

## (14) 積算・施工・契約（資材価格調査の適正化）について

### （要望）

資材価格調査において機器単体品（外注品）の価格が安く算定されている。調査を外注する場合も含め、同規模の公共事業に納入実績のないメーカーを調査対象としないよう要望。また、過去の価格調査のまま変動のない品目も多く、労務単価、資材価格上昇に即し適正な価格採用を要望。

### （回答）

#### 【農林水産省】

資材価格調査における見積品の価格決定にあたっては、最多頻度価格を採用することとし、最多頻度価格が特定できない場合は、異常値を棄却した後の平均直近単価を採用するよう指導している。また過去に同様の実績のあるメーカーに見積を依頼している。

### （質疑）

#### 【部会長】

調査対象の条件について、価格調査会社に対し発注者側からの指定ができるか。

#### 【農林水産省】

現状は、困難である。

## (15) 変更契約（異工種工事追加時の見積採用）について

### （要望）

仮設道路敷設・撤去、建物解体、フェンス設置、アスベスト除去など、異工種工事の追加変更は、別途土木・建築業者や専門業者に発注を要望。また、やむを得ず、ポンプ設備工事に含めて発注する場合は、ポンプメーカーへの見積を採用するよう要望。

(回答)

【農林水産省】

原則として、分離発注としている。やむを得ない場合は標準積算とし、積算内容が標準積算と実態で乖離する場合は見積によるものとするよう指導する。

(16) 変更契約（工期延長時の率経常経費の積上算定）について

(要望)

技術者滞在費、現場事務所費用等の率計上の経費は、直接工事費とは連動するが、工期延長のみでは増額されないことから、積み上げによる適切な経費の算定を要望。

(回答)

【農林水産省】

増加費用の積算について通知により指導、徹底する。また、積み上げによる経費の算定は制度上可能である。

(17) 変更契約（受注者の責でない配置技術者変更時の資格要件緩和）について

(要望)

受注者の責によらない工期の大幅な延長や、据付工事の中止に伴う配置技術者の変更に係る資格要件の緩和を要望。（現状は、変更は可能であるものの技術者評価点が同等以上の者の配置が求められる。）

(回答)

【農林水産省】

監理技術者制度運用マニュアルによると、配置技術者の変更においては、公平性の観点から入札前に提示した条件が採用されると読み取れることから、資格要件の緩和は現時点では認められない。

(18) 変更契約（変更契約の時期）について

(要望)

変更契約が工期末直前であると竣工書類作成に苦勞し、「働き方改革」の推進の支障ともなる。このため、当初契約時の承諾図書提出に30日の猶予期間が設定されていることに倣い、変更契約は工期末から30日程度の余裕を持って実施するよう要望。

(回答)

【農林水産省】

前提として、早期発注及び余裕を持った工期設定を行っていくが、変更契約についても早めの変更を行うように指導していく。

(19) 変更契約（積算参考資料の契約変更への確実な適用）について

(要望)

積算参考資料において発注者が想定した現場条件を見積条件として応札前に公表し、これが実際の現場条件と異なり、経費が増大する場合において、契約変更で請負額を実態に応じて増額することは会計法上の問題がないものと考えられ、確実に履行するよう要望。

(回答)

【農林水産省】

実際の現場条件が異なっている場合は当然変更を行うと思われるが、内容や状況により対処方法が色々考えられる為、具体事例を提示願いたい。

(20) その他質疑（賃上げ加点措置について）

【荏原実業】

一般競争入札における企業評価項目の賃上げ条項について新年度も継続となるのか。

【農林水産省】

財務省からの事務連絡が出ており新年度も同じ条件で継続される。